

令和6年度助成事業応募要領

地域文化の振興、青少年等の人材育成、
ふれあい・ゆとりの創造に関する事業を支援します

目 次

- I 助成制度の趣旨
- II 助成制度の概要
 - (1) 助成の対象となる団体
 - (2) 助成の対象となる事業内容、経費等
 - (3) 助成のスケジュール
- III 助成制度の流れ～申請から助成金の受理まで～
 - (1) 助成申請
 - (2) 助成の決定
 - (3) 助成事業実施報告書の提出
 - (4) 助成金の支給
- IV その他
- V 別 表

申請受付期間

令和5年12月15日（金）～令和6年2月15日（木）
（当日消印有効）

公益財団法人 げんでんふれあい福井財団

I 助成制度の趣旨

公益財団法人げんでんふれあい福井財団（以下「財団」という。）の助成制度は、福井県内の文化団体等に対し支援・助成することにより、郷土の歴史・人・生活などの地域資源の活用や国際交流などによる地域文化の振興、青少年等の人材育成、及び良質な芸術文化の提供等によるふれあいとゆとりのある地域社会の実現に寄与することを目的としています。

II 助成制度の概要

（1）助成の対象となる団体

以下のア～エのすべてを満たす団体が助成対象です。

- ア 福井県内に活動の本拠を置く団体
- イ 構成員（会員）が原則として20名以上の団体
- ウ 原則として令和6年4月1日現在で、設立後2年を経過している団体
- エ 営利を目的とせず、明確な会計経理を実施・報告できる団体

※次の事項に該当する団体又は事業は原則として助成対象外とします。

- ① 自治体等が組織した団体
- ② 団体同士で組織する協議会、連合会等の組織
- ③ 団体の互助会的な行事や対象が限定され一般に開放されていない事業
- ④ 家元・流派が確立されている団体が主催する定期的な発表会等
- ⑤ 政治活動や布教活動を主たる目的とする団体や、反社会的勢力と関係のある団体

（2）助成の対象となる事業内容、経費等【詳細は「V 別表」参照】

- ア 別表に掲げる「⑦推薦団体」が、財団の助成事業として推薦する事業であること。
- イ 原則として、助成団体自らが主催又は共催する事業であること。
- ウ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年以内に実施する事業であること。
- エ 原則としてこの制度での助成は、**同一団体の同一事業に対し過去10年間で3回を限度**とします。

ただし、「無形民俗文化財に指定されている伝統芸能・伝統行事の保存と後継者の育成に関する事業」及び「ボランティア等の活動に関する事業（チャリティー事業は除く）」については、当面の間申請回数の制限は行いません。

オ 特例として、北陸新幹線敦賀延伸開業に伴う地域活性化や誘客増大のための事業（助成申請及び実績報告の際に、当該内容を明示すること）については、別表に掲げる「⑥助成金の額及び限度額」を優遇します。但し、適用期間は令和8年度までとします。

（注）当財団の助成制度では、物品の購入が目的の事業、人件費等の団体の日常的な活動・運営経費、日常的な飲食代（講師等への過度な接待費を含む）は、助成対象となる必要経費の対象外となります。

（3）助成のスケジュール【詳細は「III 助成制度の流れ（1）～（4）」参照】

- ① 助成申請募集期間内（令和5年12月15日から令和6年2月15日まで）に申請
- ② 当財団の助成事業選考委員会にて助成の可否及び助成金額を決定し、その結果を申請団体に文書で通知
- ③ 助成対象事業の実施
- ④ 事業実施後速やかに助成事業実施報告書及び助成金請求書を当財団に提出

III 助成制度の流れ～申請から助成金の受理まで～

(1) 助成申請

STEP 1

V 別表から申請したい事業内容に該当する「③助成の対象となる事業」を選び、助成事業申請書を作成して下さい。

- ①申請書は当財団ホームページ (<https://www.genden.or.jp>) からダウンロードできます。
- ②専門用語には注釈を、特殊な読み方をする文字にはフリガナをつけて下さい。
- ③その他詳細は、「助成事業申請書の書き方」に従って、記入して下さい。

STEP 2

推薦団体より推薦書を発行していただきます。

- ①推薦団体は別表に該当する団体のいずれかに依頼して下さい。
- ②推薦団体となる団体の窓口に、作成した助成事業申請書の「写し」をご提出の上、「推薦書」の発行をお申し出下さい。
(官公庁の場合、文化・教育関連の部・課で取り扱っております。)

STEP 3

助成事業申請書、添付書類（推薦書含む）を当財団事務局にご提出下さい。

- ①添付書類として次の資料を申請書に添付して下さい。
尚、ご提出いただいた書類、写真等は、お返しできませんのでご了承下さい。
 - 必ず提出していただくもの。(提出のない場合は、申請を受け付けません。)
 - ・団体の規約又はこれに類するもの。
 - ・団体の写真3枚(日常活動などの模様、サービス判程度、写真の裏面に団体名と写真説明文を記入)
 - その他に提出していただきたいもの。
 - ・直近の機関誌、紹介記事など
 - ・会員名簿 ※個人情報につきましては第三者への開示、提供はいたしません。
- ②財団への提出は郵送か電子メール、又は当財団まで持参下さい。
尚、郵送の場合は締切当日消印有効、電子メールまたはご持参の場合は締切当日 16:30 まで受け付けます。
〒914-0051 敦賀市本町2丁目9-16
info@genden.or.jp
- ③申請団体からの申請書を受付後、事務局から「申請受付済み」の通知をいたします。なお、申請受付通知は「助成決定通知」ではありませんのでご注意下さい。

申 請 完 了 !

(2) 助成の決定

- 当財団の助成事業選考委員会にて内容審査の上、助成を決定します。
- 採否の結果は、令和6年3月上旬～中旬までに文書で通知します。
郵送先については、申請書に記載してある「連絡窓口」を優先します。
内容審査により、申請に添えない場合がありますので、予めご了承下さい
- 採否の理由に関するお問い合わせには、応じかねます。
- 助成が決定した場合は、ポスター、パンフレット、ちらし、看板、冊子等に「財団助成」(又は「協賛」)の旨を必ず明記し、事業を開始する前に財団に提出して下さい。
協賛依頼等のご提出は不要です。
*財団助成の明記がない場合は、助成を取り消す場合がありますので、必ず明記下さい。

(3) 助成事業実施報告書の提出

- 事業が完了したときは、原則として完了の日から1ヶ月以内に「助成事業実施報告書」に所定事項を記入の上、以下の書類等を添えて当財団に提出して下さい。
但し、事業完了が令和7年3月16日以降になる事業については、当財団の決算の都合上、令和7年4月15日(必着)までに事業実施報告書を提出して下さい。
助成事業実施報告書の書式は、助成決定通知書と共に送付いたしますが、当財団ホームページからダウンロードできます。
<助成事業実施報告書に必要な添付書類>
 - ・収支決算書 ・支出経費の領収書の写し ・事業実施状況写真(3枚程度)
 - ・当財団助成の旨を表示したポスター、パンフレット、ちらし、冊子等
 - ・助成金請求書 ・振込先金融機関通帳の写し

*事業報告の内容(実施結果)や決算額が申請書の内容と著しく異なったり、申請書に記載のない事業のための費用などが含まれている場合、助成金の全部又は一部を取り消すことがあります。

(4) 助成金の支給

- 助成金は、助成事業実施報告書受領後、内容確認の上、受領月末又は翌月末に助成金請求書に記載の金融機関の口座に振り込みます。(報告書の受領が20日以降の場合、事務手続き上、翌月末の支給とさせていただきますのでご了承下さい)
- 助成金は、現金支給はいたしません。
- 金銭の支給にかかる誤解や手違いが発生するのを防ぐため、振込先の口座は、団体名義口座のみといたしますので、ご了承下さい。代表者のお名前であっても、個人口座への支給は一切いたしません。
尚、誤振込防止のため金融機関名、口座名義、口座番号が記載されている通帳ページ(通帳の表紙の次のページ)の写しを請求書に添付して下さい。

IV その他

- 助成決定通知受領後、当該助成事業を中止又は事業計画の内容を変更する場合は、速やかに当財団に連絡の上、次の区分により「助成辞退届」、「助成事業中止届・特別助成金申請書」、「助成事業変更届」のいずれかを提出して下さい。

区 分	提出書類	助成金の取り扱い
申請者の都合による事業中止	助成辞退届	助成金支給の取消
天災や全国的な流感予防、その他社会情勢による事業中止	助成事業中止届・特別助成金申請書	助成金支給の取消又は必要経費の一部助成※2
当初申請計画の内容変更（申請年度内での実施に限る）	助成事業変更届※1	助成金支給の取消又は必要経費の一部助成※2

※1 次年度への事業延期は、中止扱いとしますので「助成辞退届」又は「助成事業中止届」を提出し、**次年度に再申請**して下さい。

※2 必要経費の一部助成は、助成決定額を上限とします。

*「助成辞退届」、「助成事業中止届・特別助成金申請書」、「助成事業変更届」は、当財団ホームページからダウンロードできます。

【HPアドレス】 <https://www.genden.or.jp/grant/>

以 上

V 別 表

R5.7.1 改訂

①定款に掲げる事業名	②助成事業の名称	③助成の対象となる事業	④助成対象団体	⑤助成の対象となる経費の内容	⑥助成金の額及び限度額	⑦推薦団体
地域文化の振興、並びに青少年等の人材育成に関する事業	市民文化団体等活動助成事業	(1) 市民文化団体の活動に関する事業	市民文化団体	①活動成果の発表事業費 ②出版・製作事業費	必要経費の1/3以内 限度額 30万円	・地方自治体・教育委員会 ・(一社)福井県文化協議会または市町文化協議会(協会)
		(2) 各種団体(サークル)活動に関する事業	各種団体(サークル)	①活動成果の発表事業費 ②展示、出版事業費 ③年間活動事業費	必要経費の1/3以内 限度額 10万円	・地方自治体・教育委員会
	国際文化交流助成事業	(1) 海外との芸術文化の交流に関する事業	左の事業を行う団体	①芸術文化の交流事業費	必要経費の1/3以内 限度額 30万円	・地方自治体・教育委員会 ・(一社)福井県文化協議会
		(2) 国際文化交流団体の活動に関する事業	左の事業を行う団体	①年間活動事業費 ②国際文化の交流事業費	必要経費の1/3以内 限度額 20万円	・地方自治体 ・福井県国際交流協会
	文化のまちづくり助成事業	(1) 地域文化の醸成・継承活動に関する事業	左の事業を行う団体	①文化・芸術教室開催事業費 ②まちづくり啓発事業費	必要経費の1/3以内 限度額 30万円	・地方自治体・教育委員会 ・(一社)福井県文化協議会
				③広域的まちづくりのための文化遺産等の研究活動事業費	必要経費の1/3以内 限度額 30万円	・福井県教育委員会 ・広域行政事務組合
				④記念誌等の出版事業費	必要経費の1/3以内 限度額 20万円	・地方自治体・教育委員会 ・(一社)福井県文化協議会
	ボランティア団体活動助成事業	(1) ボランティア団体等の活動に関する事業	ボランティア団体	①年間活動事業費 ②展示、出版事業費	必要経費の1/3以内 限度額 20万円	・地方自治体 ・各社会福祉協議会
	市民参加型芸術文化助成事業	(1) 市民芸術文化団体の活動に関する事業	市民芸術文化団体	①公演等の開催事業費	必要経費の1/3以内 限度額 30万円	・教育委員会 ・(一社)福井県文化協議会
	新人芸術家育成事業	(1) 福井県出身・在任の新人芸術家の創作、発表活動に関する事業	左の事業を行う後援団体又は個人	①創作・発表活動の事業費	必要経費の1/3以内 限度額 30万円	・在籍大学の責任者又は師事する指導者及び福井県域の関係団体
郷土の歴史、文化の保存・伝承活動助成事業	(1) 伝統芸能・伝統行事(無形民俗文化財)の保存と後継者の育成に関する事業	無形民俗文化財の保存団体(国、県市町指定)	①保存行事に要する事業費 ②後継者育成事業費	必要経費の1/3以内 限度額 30万円	・教育委員会 ・福井県無形民俗文化財保護協議会	
			(2) 郷土史の研究活動及び文化遺産の伝承事業	左の事業を行う団体	①啓発事業費 ②展示・出版事業費 ③文化遺産の周辺整備事業費 ④運営活動事業費	必要経費の1/3以内 限度額 30万円
「ふれあい」及び「ゆとり」の創造に関する事業	芸術公演助成事業	(1) 優れた芸術公演、展示の開催に関する事業	左の事業を行う団体	①公演、展示開催事業費	必要経費の1/3以内 限度額 30万円	・地方自治体・教育委員会 ・(一社)福井県文化協議会
	環境保全等地域づくり助成事業	(1) 環境保全実践団体の活動に関する事業	環境保全実践団体	①環境保全啓発事業費 ②環境保全実践事業費	必要経費の1/3以内 限度額 20万円	・地方自治体

【特記事項1】 上記⑥「助成金の額及び限度額」欄の「必要経費」とは、当該事業の事業費総額から他団体や自治体からの協賛金・寄附金・助成金・補助金、会員以外から徴収する参加費、入場料、広告収入等及び申請団体の運営維持費(人件費等の日常的経費等)を差し引いた金額です。(助成事業申請書の収支計画を参照下さい)

【特記事項2】 北陸新幹線敦賀延伸開業に伴う地域活性化や誘客増大のための事業については、上記⑥「助成金の額及び限度額」を、必要経費は1/2以内、限度額は記載額に1.5を乗じた金額とします。(適用期間は令和8年度まで)

令和 年 月 日

公益財団法人 げんでんふれあい福井財団

理事長 坂井毅志 殿

推薦団体所在地

電話番号

推薦団体名

代表者名

(印)

推 薦 書

令和6年度公益財団法人げんでんふれあい福井財団助成事業に関しまして、下記の団体について推薦いたします。

記

1. 事業を実施する団体名
2. 推薦事業名
3. 推薦理由

以 上